



令和2年3月11日

放課後児童クラブ保護者の皆さまへ

NPO 法人 green

04-7138-5222

新型コロナウイルス感染症防止のための小学校の臨時休業に関連した学童クラブの対応に基づく3月分の保育料について

保護者の皆様には、日頃より学童クラブの運営にご協力いただきありがとうございます。この度の、新型コロナウイルスの対応において、少しでも、感染を防ぐという観点にたち支援員一同最新の注意を払っているところです。保護者の皆様には、マスクの着用、観察記録の記入など、多方面においてご協力をいただき感謝申し上げます。そしてお子様の安全を守るために家庭での保育を実施いただいた方も多かったと思います。

先日、教育委員会より以下の通達文が届きました。

「学童クラブ入所児童については、可能な限りご家庭での家庭保育にご協力いただいているところですが、市の要請のもと家庭保育にご協力いただいている事を鑑み、3月分の保育料について下記のとおり方針を決定いたしました」

1. 3月分の保育料について

3月分の保育料については、緊急措置として、小学校の臨時休業にかかわらず3月2日（月）から3月31日（火）まで、すべての入所児童を対象に登所しなかった理由の如何にかかわらず登所日数分を日割りで徴収することとし、登所しなかった日の保育料は後日返金します。

2. 1日あたりの保育料について

月額保育料÷開所日数＝1日あたりの保育料
9,500円÷25日＝380円

法人としての対応は以下の通りです。

1. 3月分の保育料の引き落としが、16日のため引き落としをかけています。よって、3月末で締めた後、日割り計算をし、個々にお知らせします。退所する方については郵送にてお知らせします。
2. 返金日については、流山市からの指示があり次第、お手紙、メール、お電話いずれかの方法でお知らせします。受け取りの際、配布予定の「通知書」が必要になりますので、配布後ご家庭でしっかり保管をお願いします。
3. 3月末退所される方で連絡先が変更になる場合は、必ずお知らせください。